

令和5年度「丸のこ等取扱い作業従事者教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10	
鹿児島労働局登録教習機関	TEL 099-257-9211	FAX 099-257-9214

1 教育対象者

- ・ 建設現場等において、丸のこ等を取り扱う全ての労働者
- ・ 事業場の安全衛生管理担当者

2 教育年月日、会場

別掲の【令和5年度 技能講習・安全衛生教育等実施予定表】のとおり

3 教育の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

- * 教育開始時刻 10時
- * 教育終了時刻 15時10分
 - ・ 受付は、いずれの会場も講習開始時刻の30分前から行います。
 - ・ 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。
 - ・ 都合により、開始及び終了時刻を変更する場合があります。

4 教育科目、時間

教育科目	時間	講師
丸のこ等に関する知識	0.5時間	当支部 専属講師
丸のこ等を使用する作業に関する知識	1.5時間	
丸のこ等の点検及び整備に関する知識	0.5時間	
安全な作業方法	0.5時間	
関係法令	0.5時間	
実技	0.5時間	
合計	4時間	

* 教育科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

5 受講料（1人当たり）及びテキスト代（1冊当たり）

別掲の【令和5年度 技能講習等受講料・テキスト代】の「税込額」のとおり。

建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代を建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

6 申込み、受講料及びテキスト代の納付方法

（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

納付された受講料、テキスト代は、原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

① 受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送により受講希望日の6週間前から3週間前までに「建設業労働災害防止協会鹿児島県支部」（下記7の(1)）にお申込みください。

なお、宛先を書き所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

② 受講料、テキスト代は、講習を開催することになった時点で、別途送付する請求書に基づき当方の口座に入金してください。

(2) 上記会場以外での受講希望者

① 開催会場の当該支部会員事業場の受講希望者

受講申込書に必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代を添え、郵送（現金書留）等により、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに、講習実施会場の申込先（下記7(2)～(4)のいずれか）にお申込みください。

- ② 当該支部会員（下記7(2)～(4)のいずれか）でない事業場の受講希望者
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部（099-257-9211）にお問い合わせのうえ、受講可能であれば上記(1)の手続きに従ってお申込みください。

7 申込み（問合わせ）先

- (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 FAX 099-257-9214)

＝ 以下は、当該支部会員に限った申込み（問合わせ）先です！ ＝

- (2) 令和5年5月30日の「日置建設会館」会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 日置支部（建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 日置分会）
(〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-10 電話 099-272-2506)
- (3) 令和5年7月14日の「始良郡建設会館」会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 加治木支部（建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 加治木分会）
(〒899-5212 始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044)
- (4) 令和5年9月14日の「奄美建設会館」会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 奄美支部（建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会）
(〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846)

8 募集定員

- ・ 30名（会場等の事情でこれより少なくする場合があります。なお、実技は1回10人以内で実施します。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが20名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知おきください。

9 修了証の交付等

本研修修了者には、「丸のこ等取扱作業教育修了証」を交付します。